

貢献 Kouken

社報タイトル「貢献」は社内で
掲げる平成 29 年の標語です。

No.137

発行責任者 / 小 林 政 氏

発 行 日 / 2017 年 11 月 1 日

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング
KOBAYASHI GORDON
小林合同会計

代表社員 税理士 代表社員 税理士	小 林 政 氏 小 林 政 仁	税理士 税理士 税理士	山 野 基 尚 須 賀 保 雄 齋 藤 利 文
----------------------------	--------------------	-------------------	-------------------------------

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <http://www.e-cg.co.jp>

12月の税務

1. 給与所得の年末調整
調整の時期・・・本年最後の給与の支払をするとき
2. 給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出
(1) 提出期限・・・本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2) 提出先・・・給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄
税務署長
3. 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付
納期限・・・12月中の市町村の条例で定める日
4. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けてい
る者の住民税の特別徴収額（29年6月～11月分）の納付
納期限・・・12月11日
5. 10月決算法人の確定申告
（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限・・・平成30年1月4日
6. 4月決算法人の中間申告
（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）〈半期分〉
申告期限・・・平成30年1月4日
7. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ご
との中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限・・・平成30年1月4日
8. 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く
法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）
〈消費税・地方消費税〉
申告期限・・・平成30年1月4日



150万円の壁

年末にかけてパートとして働く主婦たちの間で、年収がいくらまでなら税制上有利になるか、という話題が多くなると思います。

所得税の話ですが、これまでは給与の年収について103万円以下であれば、配偶者の所得から38万円控除ができました。

それが税制の改正により、平成30年分から年収150万円までは、配偶者の年収によりますが、これまでと同じ38万円控除が出来るようになったのです。

女性がより働きやすいようにという改正ですが、他に社会保険の『130万円の壁』等もありますので、単純にはいかないようです。

京都の7月

少し前の話になってしまうのですが、7月に京都へ行ってきました。

7月の京都と言えば、そう「祇園祭」です。

この一か月の京都は、祇園祭一色です。祇園祭と言えば皆さんのイメージでは、山鉾巡行と呼ばれる所謂山車が音楽を奏でながら優雅に練り歩く様子が浮かぶのではないかと、思います。

もちろん山鉾巡行も祇園祭の魅力の一つで、私も過去に二回程見たことがあったのですが、今回初めて山鉾巡行の前日の夜に行われる

「宵山」に行きました。それぞれの山車（正式には鉾と山と言います）がそれぞれの町内会に置かれて真近で見られたり、中には上に乗れる山車もありました。大通りが歩行者天国となり、出店もたくさん出て大勢の人ですごい盛り上がりで、普段おとなしいイメージの京都人がこのときとばかり楽しんでいる姿が垣間見えた気がしました。

もし、来年祇園祭を見に行きたいと思っている方がいらっしゃれば、是非宵山から見ることをお勧めします。

また、11月の京都は紅葉の季節です。紅葉もいいですよ。

